

第 1 2 回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	平成30年7月5日(木)	13時30分
招集場所	赤村住民センター 会議室2	
開 会	平成30年7月5日(木)	13時26分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)		
1番委員	松 本 國 廣	(議長)
2番委員	在 津 圭 太	
4番委員	中 村 宏 幸	
5番委員	道 壽 子	
6番委員	三 橋 誠	
8番委員	川 上 巖	
9番委員	壽 崎 祥 子	
農地利用最適化推進委員	川 上 彰 徳	
農地利用最適化推進委員	梅 田 和 男	
農地利用最適化推進委員	村 岡 和 弘	
農地利用最適化推進委員	中 村 明	
農地利用最適化推進委員	春 本 洋	
二、本総会の欠席委員		
3番委員	小 林 利 夫	
7番委員	釘 崎 幹 子	

三、本総会の書記は次のとおりである。
書 記 瓜 生 覚
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
事務局長 溝 邊 浩 和
書 記 瓜 生 覚
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転について
・報告事項 農地法第18条第6項による合意解約について
・議案第30号 農用地利用集積計画について
・その他

松本議長 少し時間が早いようにありますけど、委員会を開会したいと思えます。本日は、小林委員さんと釘崎委員さんより欠席の連絡が入っております。それでは少し時間が早いようでありますけど、只今より第12回赤村農業委員会総会を開会いたします。議案に入る前に、事務局の方よりちょっと説明等をお願いしたいと思えます。

瓜生書記 (農地利用最適化推進委員の総会での発言及び今後の業務等について、説明を行う。)

松本議長 それでは、日程第1議事録署名人を指名いたします。8番川上委員さん、9番壽崎委員さんを指名いたしますのでどうかよろしくお願ひします。日程第2議案第29号を議題いたします。事務局より朗読説明をお願ひします。

瓜生書記 (議案第29号 農地法第3条の規定による所有権移転について、朗読説明を行う。)

松本議長 只今、事務局より説明が終わりましたので、私より補足説明をさせていただきます。

●●さん、またお母さんも高齢で、病気というこで入院し

ておりますし、生前贈与で早めに子どもさんに相続したいということで申請がありました。●●さんは、弟さんがおられましたけど亡くなって、実質の子どもは●●さんただ一人です。どうかよろしくをお願いします。

それでは29号議案につきまして質疑等をお受けしたいと思えます。

(「ありません。」の声あり)

松本議長 無いようでありますので、採決を行ないます。議案第29号について承認の方は挙手をお願い致します。

(出席者全員挙手)

松本議長 挙手者全員により議案第29号は可決といたします。続きまして日程第3の報告事項につきまして、事務局より報告をお願いします。

瓜生書記 (報告事項 農地法第18条第6項による合意解約について、報告を行う。)

松本議長 只今、事務局より報告が終わりました。それでは、日程第4議案第30号を議題といたします。事務局より朗読説明をお願いします。

瓜生書記 (議案第30号 農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

松本議長 只今、30号議案につきまして事務局より朗読説明が終わりました。それでは●●の補足説明を在津委員さんよりお願いします。

在津委員 はい。報告事項にもありましたように、●●さんが3年前から●●さんの土地を借りていまして、1年作っただけで去年から作りに来ていませんでした。それを●●さん方が気にしていまして、●●さんの方に作ってくれないかと話がありまして、●●さんから連絡がありましたので、よろしくをお願いします。

松本議長 それでは●●地区につきましては、私の方から補足説明させていただきます。

同じく●●さんが借りていた●●さんの田んぼですけど、一昨年に田んぼを植えて刈り取りをしないまま、昨年も一年そのまま放置をしていた状態であります。また、契約を結ぶなおす時に本当に田を作りますかと念押しをしました時には、今年は作りますという返事でした。しかし、田を植える

まで待っていましたが、田んぼを刈るということもなく、網も張ったままで、道路愛護の時に草刈もできないということで、事務局に確かめてもらったところ、●●の方もこちらの方も出来ませんということで解約の流れとなりました。作り手に関しましては、●●さんの所が今年より周辺を契約されていますので、●●さんの方に相談して借りてもらえないだろうかというかたちで、●●さんの●●と契約を結ぶことになりましたので、どうかよろしくお願いします。

それでは30号議案につきまして質疑等をお受けしたいと思えます。

在津職務代理者 いいですか。●●さんは●●と思うんですけど、今は農業の方は行っているのか、いないのか。

川上委員 いいですか。私が気がついたのは、●●の田んぼで現在畑をしようけど、それも今年は荒らしとうですね。一列だけ大豆かなんか植えとるみたいですけど、後はもう草が生えてます。それと●●。あそこも今は作ってないですね。●●さんのお母さんがちょこちょこやりようけど、本人が今田畑に出て仕事しようのは見たことないけど、たまたま会った時に、自分の田ぐらい草切らんかと言って切らしたことはあります。ちょっと今、体の調子が悪いかなんかで●●さん自体は農業をしてないですね。

瓜生書記 そうですね。川上委員さんから説明があったように、●●の集会所近くの畑では、5月ぐらいに自分が通った時に、仕事されているのは見かけたんですけど、今見る感じでは特段何か植えているような感じではありません。そこら辺につきましては、振興係の方でも●●の関係もありますし、注意して見ているところではありますけど、川上委員さんも先程ちょっと言われたように、本人曰く体調もあまりよろしくないということで、現在はあまり農業できてないみたいですね。

在津職務代理者 現状、●●の対象には入っているんですか。

瓜生書記 補助金、今まで●●という補助金を貰っていたんですけど、平成●●年の●●月いっぱい給付の方は終わっています。

松本議長 終わった時点で、借りた田んぼを放棄するようなことじゃ困るんですよね。

在津職務代理者 行政の方から指導等はないんですか。補助金が終わったらもうしませんじゃ、ちょっと話しにならないんじゃないかと

思うんですけど。

溝邊事務局長 その話については、産業振興係に話しをして、●●年間給付を受けてそれからパッと止めると。これはちょっと変じゃないかと自分も思って振興係に言ったんですけど、違法性は無いということです。ですからそれ以上のことは、こっちとしても言えなかったんですよ。

道委員 ●●年間はちゃんと作ってたんですか。

溝邊事務局長 作るのは、作ってましたね。

瓜生書記 給付金の制度が変わって、現在は●●年間作ってすぐに止めた場合、給付金の返還が発生するように制度が改正されていますが、●●さんが始めた時の制度では、違法性は特にないんですよ。また、本人さんの話では、体調が悪いということなので、なかなか強くうちの方から言うことも難しいところではあるんですけど。なので、ほたっているわけではないんですけど、振興係としても慎重に進めていっているところですよ。

松本議長 結局これからよね。これから自分がどこかの田んぼを借りたいと思っても、結局信用性がなくて農業委員会でも認めることができないということになりますからね。

議案第30号につきまして他に何かないですかね。

(「異議なし。」の声あり)

松本議長 それでは、採決を行ないます。議案第30号について承認の方は挙手をお願い致します。

(出席者全員挙手)

松本議長 挙手者全員により議案第30号は可決といたします。続きまして日程第5のその他に入りたいと思います。

(その他)

松本議長 それでは次回第13回農業委員総会は、8月3日金曜日の13時30分からでよろしくお願ひします。これもちまして、第12回赤村農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 13時58分)